

紋章の研究

その7 江戸時代の武将の紋章(2)

若山初子

1. 緒言

2. 新しい紋章

- (1) 今まである紋章を変化させたもの
 - ・部分的に変化させてあるもの
 - ・形を改造したもの
 - ・外郭を変化させたもの
 - ・白黒を反対にしたもの
- (2) 新しく組合せたもの
- (3) 新しい事物を用いているもの
- (4) 紋章名の不明なもの

1. 緒言

前報に引続き延宝年間の紋章を調べた。明暦、および寛文年間の紋章に比べ、更に特徴的な変化を見出した。新しく用いられ始めた紋章および紋章の 패턴の増加を中心にして考察を進める。紋章を用いている武士は大名やその他石高の高い武士ばかりでなく、小禄の者も含まれる。これらの武士は大武鑑をもとにして調べ、前報同様著者が纏めたものである。尚調査した紋章数は1,653である。

2. 新しい紋章

前報に比較して此の時代に更に新しく用いられたと考えられる紋章を表1に示す。

表1の結果から新しく用いられた紋章が前報に比べ更に増加し、特に植物紋の増加が著しいのも前報と同様である。

表1 新しく用いられた紋章

	延宝3年	延宝7年
文様紋	丸に三つ割剣花菱・八角に花菱・変り四つ組直違い	石持地抜左三つ巴・石持地抜右三つ巴・丸に石持地抜三引両・石持地抜三引両・石持地抜隅立四つ目結・大岡七宝・三つ輪違い

	延宝3年	延宝7年
植物紋	水葵・銀輪に五葉葵・丸に向う梅・十二八重鬼菊・葉敷き菊水・榊松・蔓桃・片葉折れ茶の実・三銀杏・丸に違葦・丸に三つ枇杷の葉五枚根笹	梅の花・隅入角に酢漿草・角に酢漿草・丸に中陰蕪・沢潟に水・三つ盛沢潟・丸に三つ寄せ沢潟・平戸梶の葉・三つ盛梶の葉・丸に違柏・三盛桔梗・丸に五枚根笹・稻垣茗荷・石川葦
動物紋	頭合せ雁金・割角・対い蝶	細平角に鷹の羽車・隅切角に並鷹の羽・頭合せ三つ寄蝶・竹に宿雀尻合せ三つ雁金・石持地抜抱角
器財器具紋	平三釘抜・三文銭・合子に箸・丸に額・舵	丸に違切竹矢筈・頭合せ三つ洲浜・丸に切竹矢筈十字・丸に切竹矢筈石持地抜十字・班入り違い矢・高崎扇・丸に石持地抜洲浜・丸に石持地抜額・外向四環・三つ組金輪
天理文地紋	離れ八曜・栴に月・丸に波(七頭立波)	石持地抜九曜・石持地抜七曜・石持地抜六曜
文字紋	丸に二八文字	石持地抜左万字・丸に石持地抜本の字・丸に九の字・丸に石持地抜井の字・丸に石持地抜鳩の字・折敷角に石持地抜三文字
築物造紋	瑞籬	保田追州流し・丸に瑞籬
図紋	源氏香図	
合成紋	一の字に丸に三つ巴・五瓜に剣唐花・下り藤に一の字・井桁に違丁字・亀甲に右三階松・庵内に三階菱・丸に二本竹に雀	丸に三つ巴一の字・丸に上り藤に大の字・下り藤に三つ鬘

新しい紋章は今まである紋章を変化させたもの、新しく組合せたもの、新しい事物を用いた

ものの三通りに分類することができる。

(1) 今まである紋章を変化させたもの

紋章の形態を変化させたものは此の時代に見

るべきものが多い。新しく用いられている紋章ではこの形態のものが多いと考えられる。形態の変化を著者なりに判断し表2のように分類した。

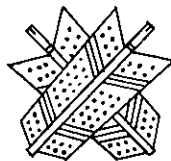
表2 紋章の形態の変化

部分的に変化させてあるもの	形を改造したもの	白黒反対のもの	外郭を変化させたもの
葵・木瓜・梅鉢・五枚根 笹・稲垣若荷・離れ八曜 丸に立波・斑入り違い矢	三つ盛沢渦・三つ盛幌の 葉・三つ盛桔梗・丸に三 つ割剣花菱・変り四つ組 直違い・大岡七宝・丸に 向う梅・十二八重鬼菊・ 櫛松・蔓桃・片葉折れ茶 の実・梅の花・丸に中陰 蕨・丸に三つ寄沢渦・平 戸堀の葉・丸に違柏・対 い蝶・頭合せ雁金・割角 頭合せ三つ寄蝶・頭合せ 三つ洲浜・尻合せ三つ雁 金・平三釘抜・丸に違切 竹矢筈(左上と右上)・ 丸に切竹矢筈十字・高崎 扇・錢九曜・丸に二本竹 に雀・丸に宿雀・三文錢 三つ輪違い	石持地抜左三つ巴・石持 地抜右三つ巴・丸に石持 地抜井の字・丸に石持地 抜三引両・石持地抜三引 両・石持地抜抱角・折敷 角に石持地抜三文字・丸 に切竹矢筈石持地抜十字 丸に石持地抜洲浜・丸に 石持地抜額・石持地抜九 曜・石持地抜七曜・石持 地抜六曜・石持地抜左万 字・丸に石持地抜本の字 石持地抜隅立四つ目結	八角に花菱・竹輪に竜胆 の花・鑲輪に五葉葵・隅 入角に酢漿草・角に酢漿 草・細平角に鷹の羽車・ 隅切角に並び鷹の羽・井 桁に違T子・亀甲に右三 階松・丸に上り藤に大の 字・丸に三つ巴一の字

・部分的に変化させてあるもの

江戸時代に最も権威のあった葵紋は御三家や御家門と呼ばれた徳川氏の親族が用いているが、三つ葉葵の文様を部分的に変化させており一つのパターンの増加が認められる。この紋章と同様の傾向を示すものに木瓜紋がある。この紋章は五葉木瓜が多く用いられ、外郭の部分を黒くしたり、また中の花菱様の文様の形を変化させたりの部分的な改造が認められる。

またその他の紋章も今まで用いられている紋章を部分的に変化させていると考えられる。例えば離れ八曜は前時代から用いられている離れ九曜と同様に一つ



斑入り違い矢

つの星の間隔を離れたものであり、丸に立波は波の頭が七つになっており、斑入り違い矢は矢に斑点の模様を付加したものである。

・形を改造したもの

紋章は時代の流れに伴ってデザインの的に優れ

たものが増加していると考えられ、その多くは形を改造したものを調べることによって認められる。鎌倉時代から多用されている巴紋は此の時代も多く多くの武士に用いられているが、巴の位置を変化させた紋章が多く見られる。すなわち二つ巴では巴が上下にあるもの、左右にあるもの、後述する石持地抜になっているもの、巴と他の紋章を組合せたもの等、同じ文様を紋章にする場合の工夫が認められる。

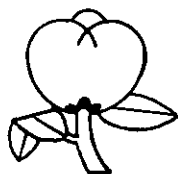
また改造に面みがあるのは蕨紋であろう。すなわち前報では鬼蕨を述べたがこの時代に見られる丸の中陰蕨は現在の陰紋に似ている。紋章は単線で描かれていなく、石持地抜紋とも異なる。しかも葉脈は描かれておらずかなり抽象化されている。このような技工の発達には他の新しい紋章にも見ることが出来る。すなわち櫛松、片葉折れ茶の実、高崎扇、大岡七宝等があげられる。



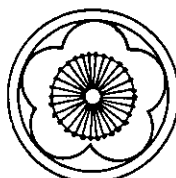
丸の中陰蕨



楠松



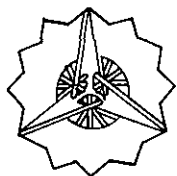
片羽折れ茶の実



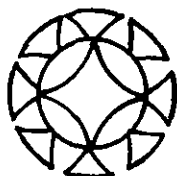
丸に向う梅



丸に二本竹に雀

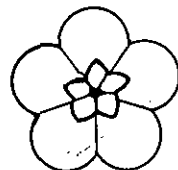


高崎扇



大岡七宝

の紋章の多くは飛雀であるのに対して宿雀であるのも特徴と考えられる。また図の梅の花紋はその中心部を見ると裏梅とも考えられるが表裏どちらであるかははっきりしない。



梅の花

楠松は幹を櫛のように描いておりその太さを象徴したものであろうか。また片葉折れ茶の実の葉の片方を折り変化をつけてアンバランスの中に構成美がある。高崎扇は三つ扇の外側の部分、すなわち開いた上部に刻みを入れてあり、鬼鷲と同様の表現方法と考えられる。また輪違崩しは大岡七宝とも云われ花輪違いを改造したものと考えられる。

同じ紋章を幾つか合せるのは以前から用いられているが、この時代になって更に増加している。すなわち三つ盛沢渦、三つ盛梶の葉、三つ盛桔梗等があげられる。また頭合せ雁金、尻合せ三つ雁金、対蝶、頭合せ三つ寄せ蝶、三つ寄せ渦、頭合せ三つ洲浜のような組合せ方もされており、三つ寄せ蝶のデザインは美しい。

蔓桃は蔓柏と酷似しており、稲妻紋も菱形から正方形に変化している。その他矢筈紋は単純化され、しかも竹を切ったような鋭さを表現している。そしてそのグロスの方法は斜のもの、十文字様のもの、また後述する矢筈を石持地抜にしてあるもの等多用である。

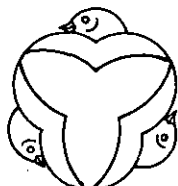
以上のように一つの文様を紋章として用いる場合に、その構成および図案を変化させることによる改造が認められる。

・外郭を変化させたもの

鎌倉時代には殆んど外郭は用いられておらず、それが衣服の定まった位置に象徴として用いられるようになってから外郭が付されるようになった。江戸時代になり外郭を用いるものは更に増加している。そしてそれは単に円のみ



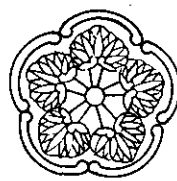
三寄沢渦



尻合せ三つ雁金



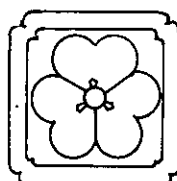
八角に花菱



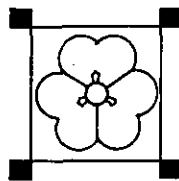
銀輪に五葉菱

その他三つ割剣花菱、剣六つ星のように、剣を組込んだ紋章も増加している。

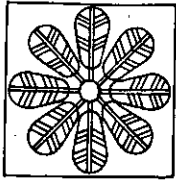
また丸に向う梅、丸に二本竹に雀、竹に宿雀のように絵画的で美しい紋章も見られる。梅紋はこの向う梅のような写実的に紋章は少なく、幾何学的な梅鉢紋の使用が多い。竹に雀紋はこ



隅入角に酢漿草



角に酢漿草



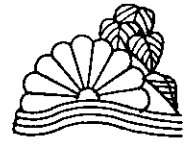
細平角に鷹の羽車



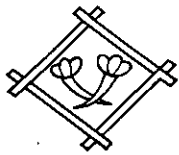
隅切角に並び鷹の羽



沢瀉に水



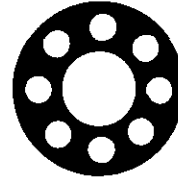
葉敷菊水



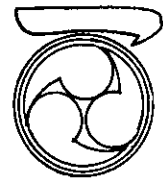
井桁に達子



亀甲に右三階松



黒餅に九曜



一の字に丸に三つ巴

でなく工夫した外郭が用いられている。すなわち図によってもわかるように外郭を変化させたものが増加している。これらは紋章の形を整えるため、また同一の紋章に区別をつけるための工夫であろう。

・白黒を反対にしたもの

この時代の特徴的な変化と考えられるものに、前時代に少し用いられ始めた紋章の白黒の部分で反対にしての用い方が急増していることである。そして此の方法は延宝の終りになって急増している。このような方法を石持地抜と呼んでいるが、これも紋章の区別のための工夫と考えられ、いわゆる流行の一つの現象であろう。この方法は藤紋や木瓜紋に多く見る事が出来る。

(2) 新しく組合せたもの

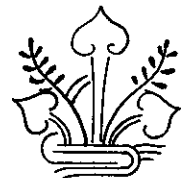
新しく組合せたと考えられる紋章に沢瀉に水、下り藤に三つ髷、葉敷菊水、黒餅に九曜、一の字に丸に三つ巴、庵内に三階菱等がある。

沢瀉は水田や池沼に自生するところから水との組合せは自然であるし、黒餅に九曜は信仰の意義と瑞祥の意義を合せ持たせたものと考えられる。このように紋章を組合せて新しい紋章を構成する時はそれぞれ意味を含ませたのであろう。

(3) 新しい事物を用いているもの

紋章として新しく加わったと考えられるものを表3に示す。

植物や器財器具が多く用いられている。水葵紋は葵紋とは異なる。しかしその形は葵の葉に似ている。水葵を家紋に選んだのはその花が可憐で優雅なためであろうか。前述した茶の実紋（片葉折れ茶の実）も新しく用いられ始めたものである。



水 葵

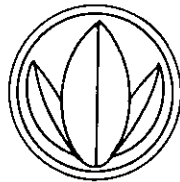
葦も紋章に用いられている葦の葉は笹の葉に似ており、これを紋章に選んだのはその風情に

表3 新しく加わった紋章

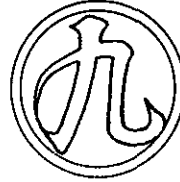
植 物 紋	器 財 器 具 紋	文 字 紋	築 造 物 紋	図 符 紋
三 銀 杏 水 葵 片葉折れ茶の実 丸に達葦 丸に三枇杷の葉 石 川 葦	合 子 に 箸 丸 に 額 舵 外 向 四 環	丸に二八文字 丸に九の字 丸に石持地抜鳩の字	瑞 籬	源 氏 香 図



丸に違葦



石川葦



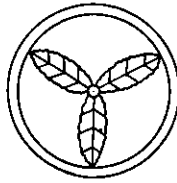
丸に丸の字



丸に石持地抜鳩の字

よるものであろうか。新見氏(違葦)、石川氏(石川葦)が用いている。

三つ枇把の葉紋は図を見てもわかるように土佐柏に類似している。

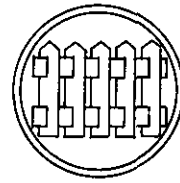


三つ枇把の葉

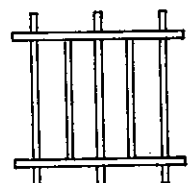
器器器具紋では4種類が新しく紋章化されている。合子に箸紋の合子は蓋付きの塗椀であり、それを箸と組合せて形象化している。額紋はこの時代には額を石持地抜にしたものとそうでないものとの二種類が用いられている。神社、仏閣に掲げる額を象った紋章といわれる。また船の舵も紋章に用いられている。紋章として見た場合の美しさはないが、舵をとるの意か

丸に丸の字は九鬼氏の紋章で苗字の頭文字に因んだ紋である。

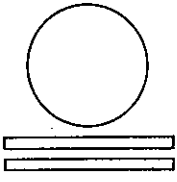
築造物で新しく紋章化されたものに瑞籬紋がある。瑞籬は神殿の廻りにめぐらした垣である。丸に五本瑞籬は大岡弥右衛門の紋章であり、信仰的意義を持つものと考えられる。同人物の紋章に(2)がある(1)と同様の紋章と考えられるが調べた限りではわからない。



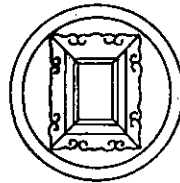
瑞籬(1)



瑞籬(2)

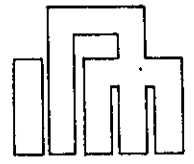


合子に箸

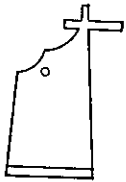


丸に額

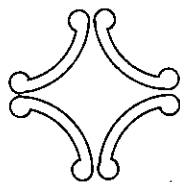
また図符紋では源氏香図紋がある。この紋章は香合せの遊びの時の香の包の符号である。香の遊びは優雅なばかりでなく、その符号も美しいので家紋に採用されたのであろう。



源氏香図



舵



外向四銀

(4) 紋章名の不明のもの

次に紋章名がわからないものを表4で示す。何れも調べた限りではそれに該当する紋がないものである。

ら一家一族を従える意味を持つのであろうか。外向四銀も始めて用いられている。銀は箆筒等の引き手であり、これを外向にして組合せたものである。

文字紋で新しく用いられているものに、二八文字、丸の字、鳩の字等がある。







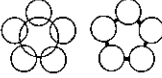





丸に二八文字

石川美作守の紋章は竜胆紋であろうか。前述の石川氏の葦紋とも考えられるが、花を添えてあるところから三葉竜胆とも考えられる。現在の竜胆紋は葉の向きが逆であるが、花のすぐ下部の葉を写実的に書くと図のようになることからの判断である。また石川若狭守の紋章も笹竜胆の類ではなかろうか。

次に大井新右衛門、大井甲斐守の用いている

表4 紋章名不明のもの

氏名	紋章	氏名	紋章
石川 若狭守綱良		多羅尾権兵衛	
石川 美作守		杉浦内蔵允	
大井 新右衛門 大井 甲斐守		松平 右近将監	
中坊 長兵衛		中山 勘解由 中山 主馬	
松村 市右衛門 軽部 新左衛門		安藤 彦四郎	

紋章は何であろうか、中の円3ヶは三星とも考えられるが、三星を囲んでいる曲線の長方形は何を意味しているか不明である。

中坊長兵衛の用いている紋章もどのような紋章に属するのか不明である。輪違紋かあるいは五星紋の変形であろうか。

また中山勘解由、中山主馬の用いている紋章は角の中に円であるが、これは柀に月なのか、または白餅を描いたものか、或は円相紋であろうか。

次に松村市右衛門、軽部新左衛門の用いている紋章は梨切口紋に似ている。梨切口紋は果実の切断面を形象化したものと考えられ、普通は大小四つの花卉状のものを八方に放出している。此の二氏の場合は大小三つの花卉状のものであり、此の紋章は何を形象化したものであろう。

多羅尾権兵衛の紋章は蟹紋を抽象化したとも考えられ、また植物の葉を組合せて形を整えたものとも考えられる。

杉浦内蔵允の紋章は、形は丸に五徳紋に似ているが五徳の脚の部分成形作ってはならず、円を三分に区切っているだけの紋章である。

次に松平右近将監の紋章は四角を黒く塗りつぶしたものであり、何を意味するのであろう。安藤彦四郎の紋章は日常用いる道具類を紋章化したと考えられるが、何であるか不明である。

同一の紋章であっても此の時代と現在とでは、形の上で変化を生じているものがあるので、これら紋章名のわからないものの変形が現在用いられているとも考えられる。

以上のように始めに一つの構図で用いられ始めたものが、それらの一部を変えたり、また組合せたり、その組合せ方を変化させたり、改造してしまったり、白黒を反対にしたりで一つの原型が幾種類ものものになり、また新しい事物を用いて家紋を作っている。紋章の生活に占める意義の大きいことが、このように数多くの紋章を生み出した基礎になっているものと考えられる。

引用文献

- 1) 若山: 北星短大紀要, 19, 27(1976)
- 2) 徳富蘇峰・橋本 博: 大武鑑巻1, 大治社。
- 3) 沼田頼輔: 日本章学, 人物往来社。